

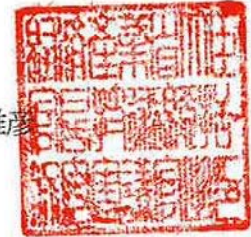
経済産業省

20220401保局第2号

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰実施要領を次のように定める。

令和4年4月14日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦



液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰実施要領

自主保安活動を推進し顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者等を表彰することにより、液化石油ガス販売事業者等の保安意識の高揚を図り、もって液化石油ガスを利用する一般消費者等の保安を確保するため、液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰実施要領を制定し、この要領に基づいて同表彰を行うものとする。

1. 表彰実施者

大臣官房技術総括・保安審議官

2. 表彰の実施時期

原則として、毎年10月に1回行う。

3. 表彰の場所

東京都内（LPガス安全委員会が行う「LPガス消費者保安推進大会」において表彰する。）

4. 表彰の種類及び表彰対象者（被表彰者）

表彰は、一般消費者等の保安を確保するため、自主保安活動を積極的に実施した液化石油ガス販売事業者又は液化石油ガス販売事業者の各事業所（以下「販売事業者等」という。）、液化石油ガス関係団体（以下「関係団体」という。）、個人及び保安機関を対象に行う。

（1）保安優良液化石油ガス販売事業者及び保安優良液化石油ガス販売事業所の表彰

一般消費者等の保安を確保するため、次に掲げる自主保安活動を積極的かつ総合的に推進し、顕著な功績を挙げた販売事業者等を、液化石油ガス販売事業者にあつては

「保安優良液化石油ガス販売事業者」として、液化石油ガス販売事業者の各事業所にあつては「保安優良液化石油ガス販売事業所」として、それぞれ表彰する。

ただし、同一年度における下記（４）による表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所又は当該表彰及び下記（４）による表彰を合わせて１１回以上の受賞基準に達した事業者並びに事業所については、本表彰の対象としない。

① 保安方針

保安確保の体制として、目標を定め、責任と権限とを明確化しており、安全機器等の設置の取組及び予防保全（期限管理及び交換）を積極的に講じていること。

② 保安管理体制

資格者の確保、設備工事の管理、一酸化炭素中毒事故防止対策及び埋設管の管理を積極的に講じていること。

③ 保安業務（法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取組）

自主的な保安高度化の取組及び消費者保安啓発活動を積極的に講じていること。

（２）保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

次に掲げるいずれかの項目について、液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して指導的役割を果たした個人を「保安功労者」として表彰する。また、同様に液化石油ガス消費者保安対策の推進に関して積極的に貢献した関係団体にあつては「優良液化石油ガス関係団体」として、保安機関にあつては「優良保安機関」として、それぞれ表彰する。

① 保安活動を積極的に展開し、その効果が上がっていること。

② 保安に関するボランティア活動に参加し、その功績が認められること。

③ 事故防止に関し積極的に対応した経験があること。

④ 教育機関において、保安啓発活動に尽力したこと。

⑤ 保安に関する技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。

⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数２０年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。(保安功労者のみ対象)

（３）上記（１）及び（２）の規定にかかわらず、液化石油ガスの保安等に特に顕著な功績を挙げた個人、企業又は団体を表彰することができる。

（４）上記（１）について、「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」として通算５回目に表彰するときは、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。以降「保安優良液化石油ガス販売事業者」又は「保安優良液化石油ガス販売事業所」の表彰基準に５回達した場合、「保安優秀液化石油ガス販売事業者」又は「保安優秀液化石油ガス販売事業所」として表彰する。

ただし、同一年度における高圧ガス保安大臣表彰、高圧ガス保安産業保安監督部長表彰、同支部長表彰及び同那覇産業保安監督事務所長表彰の該当者並びに該当事業所については、本表彰の対象としない。

5. 被表彰者数

- ハ 上記4. の表彰者数は合計20者以内とする。

6. 被表彰者の推薦の基準及び方法

(1) 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所に係る推薦

- ① 当該表彰に係る推薦を行おうとする者は、別紙1「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰申告書」（以下「申告書」という。）に必要事項を記入して、評価項目の総合点数が75点以上の場合、②に掲げる提出先に提出すること（自薦、他薦は問わない。）。

また、本表彰の対象となる各保安項目の実施状況は、毎年4月30日時点を基準とする。

- ② 推薦の手順は以下のとおりとする。

イ 経済産業省（以下「本省」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、日本液化石油ガス協議会（以下「日液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、本省と協議した上で本省に対して提出する。

ロ 経済産業局、産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部等」という。）が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、各監督部等の管轄区域の液化石油ガス販売事業者連絡協議会（以下「地域液協」という。）が窓口として申告書を取りまとめ、その管轄する産業保安監督部・支部及び那覇産業保安監督事務所（以下「監督部」という。）と協議した上で申告書を監督部に送付し、当該監督部から本省に対して提出する。

なお、地域液協がない監督部等が所管する販売事業者等にあつては、当該販売事業者等を所管する監督部が窓口として申告書を取りまとめ、本省に対して提出する。

ハ 都道府県が所管する販売事業者等が被推薦者である場合は、当該事業者を所管する都道府県における都道府県LPガス協会が窓口として申告書を取りまとめ、当該都道府県と協議した上で申告書を当該都道府県に送付し、当該都道府県から管轄する監督部を経由して本省に対して提出する。

二

a 日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するものとする。

b 監督部及び都道府県は、別紙2「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安

優良液化石油ガス販売事業者の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書」を作成するものとする。作成に際しては、当該販売事業者等の申告書を添付するとともに、必要に応じて、当該販売事業者等に対し、ヒアリング等を行うものとする。

(2) 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰に係る推薦

LPガス安全委員会、日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会は、当該表彰に係る保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関（以下「保安功労者等」という。）を選定し、別紙3「保安功労者の表彰候補者に対する評価・意見書」及び別紙4「液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰候補者に対する評価・意見書」（以下「評価・意見書」という。）を作成した上で、次の①、②及び④までの方法により提出する。

なお、日液協、地域液協及び都道府県LPガス協会以外の推薦者は次の③に掲げるとおり、本省、監督部又は都道府県と協議した上で提出する。

また、推薦は、他薦によることとする。

- ① LPガス安全委員会及び日液協は、本省と協議した上で提出する。この場合において、日液協は評価・意見書を本省に送付する。
- ② 地域液協は、監督部と協議した上で提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
- ③ 地域液協のない監督部は、当該表彰に係る保安功労者等を選定し、提出する。この場合において、監督部は評価・意見書を本省に送付する。
- ④ 都道府県LPガス協会は、都道府県と協議した上で提出する。この場合において、都道府県は評価・意見書を、当該都道府県を管轄する監督部を経由して本省に送付する。

(3) 4. (3) に該当する個人、企業又は団体表彰に係る推薦を行おうとする者は、功績の内容を記載した別紙3又は4に準じた評価・意見書を作成し、本省に対して提出する。

(4) 4. (4) に該当する事業者及び事業所に係る推薦を行おうとする者は6. (1) の推薦に合わせて、別紙1 8. の受賞回数を確認する。

7. 推薦の期限

別表に掲げる期日までに商務情報政策局産業保安グループガス安全室に評価・意見書を提出すること。

8. 被表彰者の決定等

(1) 被表彰者の選考及び決定

被表彰者は、6. の推薦のあったものについて別紙5「液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準」に基づき、商務情報政策局産業保安グル

ープで審査の上決定する。

(2) 被表彰者の決定通知

本省は(1)の結果、被表彰者を決定した場合は、LPガス安全委員会を通して、監督部、都道府県、日液協、一般社団法人全国LPガス協会及び都道府県LPガス協会に通知する。

(3) 表彰の方式

表彰は表彰状の交付により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月14日から施行する。
- 2 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰実施要領(20210401保局第3号)は、廃止する。

別表

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の提出期限

被表彰者	被表彰者の推薦		提出の期限		備 考
	提出先	評価・意見書の提出期限	推薦者等	本省への評価・意見書の提出期限	
本省が所管する販売事業者等	日液協	7月11日	日液協	8月15日	(6. (1) ②イ)
LPガス安全委員会が推薦する保安功労者			LPガス安全委員会		(6. (2) ①)
日液協が推薦する保安功労者			日液協		
地域液協のある監督部等が所管する販売事業者等	地域液協	7月11日	監督部 【 】は、監督部への提出期限	8月15日 【8月1日】	(6. (1) ②ロ)
地域液協が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関					(6. (2) ②)
地域液協のない監督部等が所管する販売事業者等	監督部	7月11日	監督部	8月15日	(6. (1) ②ロ)
地域液協のない監督部等が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関				8月15日	(6. (2) ③)
都道府県が所管する販売事業者等	都道府県LPガス協会	7月11日	都道府県 《 》は、都道府県への提出期限 【 】は、監督部への提出期限	8月15日 《7月25日》 【8月1日】	(6. (1) ②ハ)
都道府県LPガス協会が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関					(6. (2) ④)
地域液協及び都道府県LPガス協会以外の者が推薦する保安功労者、液化石油ガス関係団体及び保安機関			都道府県と協議する推薦者 《 》は、都道府県への提出期限		(6. (2))
			監督部と協議する推薦者 【 】は、監督部への提出期限	8月15日 【8月1日】	
			本省と協議する推薦者	8月15日	
実施要領4.(3)に該当する個人、企業又は団体				8月15日	

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス
販売事業者の各事業所表彰申告書
(4月30日現在)

1. 登録事業者名／ふりがな：_____

※1 事業所である場合には、登録事業者名の後に括弧書きで事業所名を記載すること。

※2 事業所である場合には、以下の*の項目については、事業所についても付記すること。

資本金：_____ *従業員数：_____名

2. *所在地：〒_____

*電話番号：_____ *FAX 番号：_____

3. *代表者氏名：_____ *役職名：_____

4. 登録年月日：_____

5. *過去5年間の法令違反の有無：有、無

(最終立入検査年月日：_____年____月____日)

6. *過去5年間の事故（消費者ミスに係るものを含む。）歴の有無：有、無

(発生年月日：_____年____月____日及びその内容) _____

7. *消費者戸数：_____戸

8. 本表彰制度における受賞歴：表彰名_____ (受賞年度_____ 受賞回数_____)

9. その他主な表彰の受賞歴：表彰名_____ (受賞年度_____)

10. 関連機関における活動履歴（県LPガス協会等保安業務に関係した経歴があれば記載）

11. 過去5年から10年の間に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）違反による処分又は指導（以下「処分等」という。）の有無（処分等を受けている場合には、その処分内容と改善状況を記載）

1 2. 保安活動の概要（自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。）

--

（申告書に評価項目表を添付のこと）

（留意事項）

- ・ 自主保安の取組についてヒアリングを行う場合があります。
- ・ 被表彰者の評価項目の総合点数を公表する場合があります。

保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者
の各事業所表彰候補者に対する評価・意見書

所属_____

事業者名	評価項目点数	点
評価・意見		

事業者名	評価項目点数	点
評価・意見		

事業者名	評価項目点数	点
評価・意見		

事業者名	評価項目点数	点
評価・意見		

事業者名	評価項目点数	点
評価・意見		

保安功労者の表彰候補者に対する評価・意見書

所属

1. 氏名 (ふりがな)

2. 所属企業等の名称 (ふりがな) 及び役職

3. 生年月日 (年齢) : 年 月 日生 (才)

4. 住所等

①連絡先の現住所

〒

②電話番号

5. 業務経歴 (職務経歴を記載した資料を添付すること。)

①事業所での年数 : 年

②液化石油ガス関係団体での年数 : 年

③その他の活動での年数 : 年

6. 取組の概要 (取組内容が分かる資料を添付すること。)

7. 過去における受賞の有無

有、 無

(受賞名及び受賞年度)

8. 過去3年間の法令違反の有無

有、 無

(違反内容)

9. 過去10年間の事故歴の有無

有、 無

(事故内容)

10. 選考基準の該当項番

11. 評価・意見（候補順位 位）

- 注) 1 氏名は、旧字体、新字体の別を正確に記載すること。
- 2 法令違反及び事故歴の有無は、高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係るものは必ず記載すること。また、事故歴は個人と、個人が所属する会社、団体等に分けて記入のこと。
- 3 評価・意見は、所属長が被候補者を決定した理由等をできるだけ具体的に記載するとともに、被候補者の経歴（時点）が分かるよう記載すること。
- なお、（ ）内に候補順位を記載すること。

液化石油ガス関係団体及び保安機関の表彰候補者に対する評価・意見書

所属

1. 名称及び代表者の役職、氏名（ふりがな）

2. 設立年月日（保安機関は認定年月日も記載すること。）

年 月 日（認定年月日： 年 月 日）

3. 住所等

- ①連絡先の現住所

〒

- ②電話番号

- ③FAX 番号

4. 保安活動の概要（自主保安として取り組んだ内容が分かるように記載のこと。）

5. 過去における受賞の有無

有 無

（受賞名及び受賞年度）

6. 過去3年間の法令違反の有無

有 無

（違反内容）

7. 過去10年間の事故歴の有無

有 無

（事故内容）

8. 選考基準の該当項番

9. 評 価 ・ 意 見 （候補順位 位）

--

- 注) 1 氏名は、旧字体、新字体の別を正確に記載すること。
- 2 法令違反及び事故歴の有無は、高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係るものは必ず記載すること。
- 3 評価・意見は、所属長が被候補者を決定した理由等をできるだけ具体的に記載するとともに、被候補者の経歴（時点）が分かるよう記載すること。
- なお、（ ）内に候補順位を記載すること。

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰の選考基準

第1 「保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰」「保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰」における各表彰者の選考は、次の基準により行うものとする。

1. 保安優良液化石油ガス販売事業者又は保安優良液化石油ガス販売事業者の各事業所の表彰

保安対策の実施状況の審査は、申告書の総合点数（評価項目を含む。）等を勘案の上、その実績が優秀であり、次の各項目に適合すること。

なお、技術総括・保安審議官表彰については、評価項目の総合点数が90点以上であり、提出されたチェックシートの記載内容について、本省若しくは監督部の現地ヒアリングにて内容確認を実施する。

- ① 過去5年間に行政の立入検査（液石法第83条の規定に基づく「立入検査」をいう。）を受け、液石法の違反に基づく処分又は指導（以下「処分等」という。）を受けていないこと（販売事業者の責任によらない場合を除く。）及びその他の場合において液石法の違反に基づく処分等を受けていないこと。
- ② 過去5年から10年の間に処分等を受けている場合は、必要に応じ、処分等の内容について立入検査等により改善状況が確認できること。
- ③ 人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去5年間（人損を伴わない事故にあつては過去3年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。ただし、事故の発生が販売事業者の責任によらない場合にあつては、この限りではない。
- ④ 申告内容と実施状況とに齟齬がないこと（齟齬が認められた場合は、表彰以降でも表彰を取り消すものとする。）。
- ⑤ その他の法令の違反、刑事事件を起こし、表彰するにふさわしくないものではないこと。

2. 保安功労者、優良液化石油ガス関係団体及び優良保安機関の表彰

（1）被表彰者の選考に当たっては、次の項目により審査し、次の項目のうち、いずれかの項目に該当する場合には、（2）により審査を行う。

- ① 液化石油ガスの保安に係る特色のある保安活動を展開し、その効果が上がっていること。
- ② 液化石油ガスの保安啓発にボランティア活動等を通して参加し、その功績が認められること。
- ③ 液化石油ガスによる事故の発生を未然に防止し、又は既に発生した事故を大事に至る前に防いだ経験があること（当該事故の原因が自己の職務上の責任によらない場合に限る。）。

- ④ 小中学校等の教育機関において、液化石油ガスの保安啓発活動に長年にわたって尽力したこと。
- ⑤ 液化石油ガスの保安に係る技術進歩のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑥ その他、保安のために特に顕著な功績を挙げたこと。
- ⑦ 保安の確保及び安全性の向上のために永年にわたり顕著な功績を挙げ、勤続又は就業年数20年以上であること（年数は通算とし、保安に関する業務に限る。）。（保安功労者のみ対象）

（2）保安功労者、関係団体及び保安機関にあつては、次の項目に適合すること。

- ① 保安功労者であつて液化石油ガス事業者又は保安機関に所属する場合にあつては、保安功労者及び当該所属会社において液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、保安功労者又は保安功労者の所属会社に起因した人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間（人損を伴わない事故にあつては過去3年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。
- ② 保安功労者であつて関係団体に所属する場合又は関係団体にあつては、法令に基づく監査及びその他の場合において過去3年間に業務改善等の指導を受けたことがないこと。
- ③ 保安機関にあつては、液石法又はその他の法令に基づく立入検査及びその他の場合において処分等を受けていないこと、かつ、人損を伴う液化石油ガスに係る事故が過去10年間（人損を伴わない事故にあつては過去3年間）ないこと（事故に係る責任の所在が不明な場合も含む。）。
- ④ 保安功労者にあつては、勲章を受けた者、液化石油ガス保安に関する功労により褒章を受けた者及び近く叙勲の候補者となり得る者でないこと。

第2 実施要領4.（3）に該当するものについては、別途定める審査会の審議により決定する。

第3 実施要領4.（4）に該当するものについては、第1 1.の選考基準に加えて過去4回以上の受賞歴が確認できることにより決定する。